

公 告

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

令和7年4月16日

大分県知事 佐藤 樹一郎

1 競争入札に付する事項

(1) 業務名

大分県社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援事業に係る補助金申請書等確認委託業務

(2) 履行期間

契約締結日から令和7年12月26日(金)

(3) 業務の概要

大分県社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援事業に係る補助金に係る申請書受付、書類確認、支払情報等入力作業、電話による申請手続に係る問合せ対応等に関する業務

(4) 業務の仕様

仕様書及び入札説明書による

(5) 業務実施場所

申請書等の受付・審査及び補助金の支払等に係る業務については、原則として、発注者が指定した場所とする。

上記以外の業務(申請手続に係る問合せ等に対応する業務(「コールセンター業務」も含む。))については、受注者において確保すること。

ただし、履行場所は原則として大分市内とする。

2 契約に関する事務を担当する部局の名称

〒870-8501

大分市大手町3丁目1番1号

大分県福祉保健部障害福祉課(大分県庁舎別館1階)

TEL 097-506-2723 FAX 097-506-1740

3 契約条項を示す場所及び日時

大分県ホームページ及び大分県共同利用型等電子入札システム(以下「電子入札システム」という。)上に、令和7年5月2日(金)17時までに入札説明書及び委託業務仕様書等を掲載することにより契約条項を示す。

4 電子入札システムの利用

本案件は電子入札システムで行い、紙による入札は認めないものとする。

また、入札に係る事項は、この公告に定めるもののほか大分県電子入札運用基準(物品・役務)による。

5 入札参加条件

この業務委託については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であるこ

- と。
- (2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を取得した者であること。
- (3) 次のいずれかに該当する者であること。
- ア 大分県内に本店を有する者
 - イ この公告の日前に、上記(2)に掲げる資格の審査申請又は登録事項の変更届の手続きを経て、入札の参加及び見積り、契約の締結及び物品の納入、代金の請求及び受領並びにこれに付帯する一切の事項の権限を大分県内の支店又は営業所等に委託している者
- (4) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。
- なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。
- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員が役員となっている事業者
 - エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
 - キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (5) 電子入札システムにより事前に入札参加申請を行い入札参加の承認を受けた者であること。
- (6) この公告の日から下記9に掲げる日までの間に、大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。

6 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

- (1) 使用言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

7 電子入札システムによる入札参加申込期限

令和7年5月2日（金）17時まで

8 電子入札システムによる入札金額の入力期間

自 令和7年5月7日（水）10時
至 令和7年5月8日（木）10時

9 電子入札システムによる開札

令和7年5月9日（金）15時（予定）

10 再入札

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の8第4項の規定により再入札を行う。この場合において、再入札については入札

金額入力期限、開札日時及び最低入札価格を別途通知するものとする。

11 入札保証金に関する事項

大分県契約事務規則（昭和 39 年大分県規則第 22 号）第 20 条第 3 項第 2 号の規定により免除とする。

12 契約保証金に関する事項

大分県契約事務規則第 5 条第 3 項第 9 号の規定により免除とする。

13 入札の無効

大分県契約事務規則第 27 条に規定する事項のほか、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。

14 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札で、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、電子入札システムに装備されている電子くじによる落札者決定を行う。
- (3) 再入札は 2 回までとし、再入札の結果落札者が決定しない場合は、随意契約に移行する又は手続きを改めることとする。